平成２９年（フ）第４０１号
静岡県磐田市豊岡6209番地
債務者　今井　博之
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
栃木県日光市所野2830番地９
債務者　新井　　瞳
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９４号
静岡県牧之原市細江277番地
債務者　加藤千賀子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２７号
静岡県藤枝市大東町586番地の６
債務者　吉田　住恵
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４１７号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢７棟103号
債務者　秋山　保明
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３号
栃木県大田原市羽田962番地178、前住所栃木県宇都宮市宝木町１丁目86番地21
債務者　青木　英雄
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第４０号
栃木県那須塩原市錦町７番12号　市営錦団地123号
債務者　Ｈｅａｌｉｎｇ　Ｒｏｏｍ　Ｂｌｅｓｓこと　本間　保子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１１７７号
東京都福生市北田園１丁目２番地７多摩レジデンス205号室
債務者　生方絵里子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４０７号
横浜市南区大岡１丁目34番23号
債務者　藤田シゲ子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４０８号
横浜市南区大岡１丁目34番23号
債務者　三浦みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４２３号
横浜市西区東久保町38番６号　ファミーユ東台201号
債務者　井旗　　亮
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４２７号
横浜市神奈川区神大寺１丁目９番38号　オリーブ三ツ沢202号
債務者　野呂　智美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３９号
神奈川県藤沢市大鋸1029番地の５　レオパレスＡＴＯＭ101
債務者　東條　　晃
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５０５号
大阪府豊中市大黒町１丁目11番５号
債務者　森岡　伯行
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５８号
大阪市都島区都島南通２丁目９番21―705号
債務者　末藤　隆法
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９０号
大阪市城東区関目３丁目12番31号　シャトー新関目　201
債務者　木田麻美子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部